

令和3年9月15日 厚生委員会

市民生活部市民課

## 議案説明資料

1 議案第46号 田川市手数料条例の一部改正について

・・・P1

議案第46号 田川市手数料条例の一部改正について

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部改正に伴い、田川市手数料条例を一部改正するもの。

2 改正の内容

(1) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、番号法が一部改正され、地方公共団体情報システム機構（以下「J-lis」という。）の個人番号カード関係事務について、国が目標設定、計画認可、財源措置等を行うこととなった。

(2) これまで個人番号カードの発行、交付は市町村の行う事務とされていたが、この度の番号法の一部改正により、J-lisが個人番号カードを発行することとなった。

併せて、本人過失（破損、紛失等）による個人番号カードの再交付手数料は、J-lisからの委託に基づき本市が徴収することとなった。

(3) 以上のことから、手数料条例の規定を整備する。

手数料条例別表中、「18 個人番号カードの再交付 1枚 800円」を削り、19以降の項番を繰り上げる。

【個人番号カード関連事務】

	改正前	改正後
発 行	市	J-lis
	J-lisに委任	—
交 付	市	市
再交付手数料	田川市手数料条例	J-lisから徴収事務の委託
	市の収入	歳計外収入
	J-lisに対し交付金として支出	J-lisからの請求に基づき支出

(4) 施行期日 公布の日

### 3 改正による影響等

#### (1) 市民への影響

本人過失による再交付の場合、従来どおり、市民課窓口で800円を徴収するため影響なし。

#### (2) 業務への影響

徴収した再交付手数料は、歳計外収入として預かり、J-lis からの請求に基づき支出するため影響なし。

### 4 新旧対照表

別紙のとおり。

○田川市手数料条例（平成3年条例第5号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>田川市手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成3年4月1日 条例第5号</p> <p>田川市手数料条例（昭和19年条例第7号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条から第6条まで 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1から17まで 略</p> <p><u>18</u> 略</p> <p><u>19</u> 略</p> <p><u>20</u> 略</p> <p><u>21</u> 略</p> <p><u>22</u> 略</p> <p><u>23</u> 略</p> <p><u>24</u> 略</p> <p><u>25</u> 略</p> <p><u>26</u> 略</p>	<p>田川市手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成3年4月1日 条例第5号</p> <p>田川市手数料条例（昭和19年条例第7号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条から第6条まで 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1から17まで 略</p> <p><u>18</u> <u>個人番号カードの再交付</u> 1枚 800円</p> <p><u>19</u> 略</p> <p><u>20</u> 略</p> <p><u>21</u> 略</p> <p><u>22</u> 略</p> <p><u>23</u> 略</p> <p><u>24</u> 略</p> <p><u>25</u> 略</p> <p><u>26</u> 略</p> <p><u>27</u> 略</p>

新（改正案）	旧（現行）
<u>27</u> 略	<u>28</u> 略
<u>28</u> 略	<u>29</u> 略
<u>29</u> 略	<u>30</u> 略
<u>30</u> 略	<u>31</u> 略
<u>31</u> 略	<u>32</u> 略
<u>32</u> 略	<u>33</u> 略
<u>33</u> 略	<u>34</u> 略
<u>34</u> 略	<u>35</u> 略